

○東京藝術大学別科規則

〔 昭和26年7月10日 〕
制 定

改正	昭和36年4月1日	昭和47年2月28日
	昭和48年4月1日	昭和54年12月19日
	昭和60年2月27日	平成5年2月18日
	平成15年7月17日	平成16年4月1日
	平成18年3月23日	平成19年5月18日
	平成25年10月24日	平成25年12月19日
	平成27年3月26日	平成29年5月18日

第1条 この規則は、東京藝術大学学則（以下「学則」という。）第22条の規定に基づき、東京藝術大学別科（以下「別科」という。）の目的、収容定員その他必要な事項について定めるものとする。

第2条 別科は、音楽に関する技能教育を簡易な程度において教授することを目的とする。

第3条 別科の専修部門及び収容定員は、次のとおりとする。

専 修 部 門	入 学 定 員	収 容 定 員
声 楽 専 修	20	40
器 楽 専 修		
邦 楽 専 修		

第4条 別科の修業年限は、2年とする。

2 学生は、2年をこえて在学することはできない。

第5条 別科に入学できる者は、学則第59条に定める者で、別に定める選抜試験に合格した者とする。

第6条 学生の入学は、音楽学部教授会の意見を参考として、学長が許可する。

2 学生の退学又は休学は、理由書又は医師の診断書を添えて学長に届け出て、退学又は休学することができる。

第7条 教育課程及び履修については、別表1のとおりとする。

第8条 教育課程の修了は、所定の授業科目の修了による。

第9条 授業科目の修了は、学年末試験に合格したことにより認定する。

第10条 別科に2年在学し、所定の課程を修了した者には、音楽学部教授会の意見を参考として、学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して修了証書（別記様式）を授与する。

第11条 別科において履修した科目は、音楽学部の授業科目の単位として認定しない。

第12条 別科の入学検定料、入学料及び授業料については、学則第100条から第110条及び第112条の定めるところによる。

第13条 この規則の定めるもののほか、別科学生に関しては学則、学生生活通則及び音楽学部規則のうち学部学生に関する規定を準用する。

附 則

この規則は、昭和26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和47年2月28日から施行する。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和54年12月19日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年2月27日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成5年2月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年7月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第3条に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成18年度は次のとおりとする。

専 修 部 門	収 容 定 員
作 曲 専 修	80
声 楽 専 修	
器 楽 専 修	
邦 楽 専 修	

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年12月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年5月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 第3条に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成29年度は次のとおりとする。

專 修 部 門	収 容 定 員
声 樂 專 修 器 樂 專 修 邦 樂 專 修	50

別表1

別科教育課程表

授業科目	毎週授業時数	
	1年次	2年次
声 楽 実 技	1～2	1～2
器 楽 実 技	1～2	1～2
邦 楽 実 技	1～2	1～2

1 学生は、自分の専修する授業科目一つに限り履修することができる。
 2 授業時間は、週2回に分けて行うことがある。
 3 管打楽器専修者は、合奏授業を併せて行うことがある。

別記様式

割印

第 号	東京藝術大学 学長 氏 名 学長印	年 月 日	東京藝術大学別科○○専修の 課程を修了したことを証する	大学印	氏 年 月 日生 名	修了証書
--------	---------------------------------------	-------------	--------------------------------	-----	----------------------------	------